

2024年4月15日(月) HP公開以降の更新履歴

更新 月日	設置 ファイル名	更新 ページ	項目	更新内容	
				変更前	変更後
5/14	公募要領<個人申請編>	P 4 1	3. 交付要件 3-2. Z E H +の交付要件 (4) Z E H +の選択要件	④ 電気自動車（プラグインハイブリッド車を含む）を活用した自家消費の拡大措置のための充電設備又は充放電設備 太陽光発電設備等により充電した電力を電気自動車（プラグインハイブリッド車を含む）（以下「EV」という。）に充電を可能とする設備又はEVと住宅間で充放電することを可能とする設備を設置し、敷地内の駐車スペースにおいて使用を可能とした上で、以下の要件を満たすこと。	④ 電気自動車（プラグインハイブリッド車を含む）を活用した自家消費の拡大措置のための充電設備又は充放電設備 太陽光発電設備等により <b>発電</b> した電力を電気自動車（プラグインハイブリッド車を含む）（以下「EV」という。）に充電を可能とする設備又はEVと住宅間で充放電することを可能とする設備を設置し、敷地内の駐車スペースにおいて使用を可能とした上で、以下の要件を満たすこと。
5/14	公募要領<法人申請編>	P 4 2	3. 交付要件 3-2. Z E H +の交付要件 (4) Z E H +の選択要件	④ 電気自動車（プラグインハイブリッド車を含む）を活用した自家消費の拡大措置のための充電設備又は充放電設備 太陽光発電設備等により充電した電力を電気自動車（プラグインハイブリッド車を含む）（以下「EV」という。）に充電を可能とする設備又はEVと住宅間で充放電することを可能とする設備を設置し、敷地内の駐車スペースにおいて使用を可能とした上で、以下の要件を満たすこと。	④ 電気自動車（プラグインハイブリッド車を含む）を活用した自家消費の拡大措置のための充電設備又は充放電設備 太陽光発電設備等により <b>発電</b> した電力を電気自動車（プラグインハイブリッド車を含む）（以下「EV」という。）に充電を可能とする設備又はEVと住宅間で充放電することを可能とする設備を設置し、敷地内の駐車スペースにおいて使用を可能とした上で、以下の要件を満たすこと。
6/11	公募要領<個人申請編>	P 6 2	4. 事業の実施 事業フロー・公募～交付決定	※3 裏面のマイナンバー（個人番号）は提出不要です。なおマイナンバー通知カードは不可です。 （マイナンバーが提出された場合は、S I Iにてマスクング処理をします。） ※4 保険者番号、被保険者等記号・番号及びQRコードはマスクングして提出してください。（マスクングされていない場合は、S I Iにてマスクング処理をします。） 参考：「本人確認書類の提出について」	※3 裏面のマイナンバー（個人番号）は提出不要です。 <b>なお、マイナンバー（個人番号）が提出され、マスクングされていない場合は、S I Iは受理せず、不備として差し戻します。また、マイナンバー通知カードは不可です。</b> ※4 保険者番号、被保険者等記号・番号及びQRコードはマスクングして提出してください。 <b>（マスクングされていない場合は、S I Iは受理せず、不備として差し戻します。）</b> 参考：「本人確認書類の提出について」